

感染警戒レベルの基準の見直しについて

R4.5.23

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主な改正点と考え方

(1) レベルの引上げにかかる要件追加（医療アラートの感染警戒レベルへの反映）

○オミクロン株の特性

- ・現行の運用では、従前の流行株に比べ、感染力が強い一方、重症化リスクが小さいオミクロン株の特性に対応するために「感染警戒レベル」と「医療アラート」を組み合わせ、対策の内容・強度等を決定している。

○県民等への感染警戒レベルの浸透

- ・しかし、企業をはじめとする県民の皆様においては、「感染警戒レベル」のみを行動制限等の目安としている現状がある。

○過度の自粛を回避するための見直し

- ・実際の医療の状況や県の要請等に関わらず過度の自粛となっている場合があるため、「医療アラートの発出状況」による上限レベルを設定することにより、医療ひっ迫の状況を感染警戒レベルに反映させることとする。
- ・ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルスに係る外来診療のひっ迫、医療従事者の感染による医療人材の不足が生じるおそれ等がある場合には、「医療アラートの発出状況」に関わらずレベル引上げを行うことができることとする。

○県独自基準によるレベル6の追加

- ・国による「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が行われないうちであっても、医療ひっ迫時には県として独自に強い対策等を行う必要がある場合もあり得ることから、「医療非常事態宣言（病床使用率 50%以上）」を発出する場合には、全圏域をレベル6として対策を講じることとする。

(2) 新規陽性者数の基準の緩和

○前回の暫定的改正

- ・前回改正時(3/29)には、陽性者数と延べ入院者数の相関状況が下表のとおり(5.1倍)であったため、安全を見て人数要件を概ね3倍に見直した。

○今回の改正

- ・今回の改正に当たり、改めて陽性者数と延べ入院者数の相関状況を確認したところ、下表のとおり(6.7倍)となったため、人数要件を現行から2倍(前回改正以前と比べて6倍)とする。
- ・なお、今後も陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を見極めつつ、緩和及び厳格化の両面で検討を継続する。

	延べ入院者数 : a	陽性者数 : b	倍率 : a/b	直前の波との倍率
第6波 1/1~4/30 (1/1~3/21)	23,183 (17,356)	53,202 (30,597)	0.4358 (0.5672)	6.7 (5.1)
第5波 7/1~9/30	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 3/1~6/30	15,314	2,673	5.7291	-

※延べ入院者数：入院者×入院日数、()内は前回改正時に参考とした数値

(3) 感染警戒レベルのアラート名の廃止

- ・医療アラート（医療警報、医療特別警報など）と感染警戒レベルのアラート名（注意報、警報、特別警報 I など）との混同を避けるため、感染警戒レベルのアラート名を廃止する。

(4) 人口 10 万人以下圏域（木曽・北アルプス・北信）の取扱い変更

- ・これまでは人口 10 万人以下圏域については、比較的小規模の感染でレベルが容易に引き上がることを避けるために、南信州圏域の人口 10 万人当たり新規陽性者数を実数化したものを要件として用いてきた。
- ・今回の改正に当たって、以下のとおり整理する。
人口 10 万人を超える圏域➡人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規陽性者数
人口 10 万人以下の圏域 ➡北信圏域（人口が最も 10 万人に近い圏域）の人口 10 万人当たりの新規陽性者数（実数で比較）

2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル」のとおり

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル

※本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年5月23日改正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために医療アラート及び感染警戒レベル（以下「レベル」という。）を運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、医療アラートやレベルの判断を行う。

2 医療アラート（全県）

【考え方】

- 医療アラートの発出は、下表1における要件を満たす場合に行うことを原則としつつ、別表のモニタリング指標の状況も勘案して総合的に判断するものとする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への 負荷の状態	要件 確保病床使用率の目安※1
— (国レベル1相当)	通常体制	
医療警報 (国レベル2相当)	医療提供体制への負荷が拡大している状態	・入院者/確保病床数の割合＝25%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝20%以上
医療特別警報 (国レベル2相当)	今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	・入院者/確保病床数の割合＝35%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝30%以上
医療非常事態宣言 (国レベル3相当)	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	・入院者/確保病床数の割合＝50%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝40%以上

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【医療アラートの解除について】

- ①アラートを発出した日から起算して10日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。
- なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床に対する入院者の割合が目安を下回っている場合であっても、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

3 圏域の感染警戒レベル

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表2を基準に行うものとする。
- ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルスに係る外来診療のひっ迫、医療現場における人材不足等の状況が生じるおそれがある場合には、医療アラートの発出状況に関わらずレベル引上げを行うことができるものとする。
- レベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、市町村単位でのレベルの引上げ及び当該市町村の一部地域における対策強化を行うことができるものとする。
- 複数の圏域のレベルが5となった場合、医療提供体制への負荷の状態等も踏まえ、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村についてはレベル6とする。
- 「医療非常事態宣言」を発出した場合又は政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表2：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

区分		医療アラートの発出状況		
		未発出 (上限レベル3)	医療警報 (上限レベル4)	医療特別警報 (上限レベル5)
感染警戒レベル	1	—	—	—
	2	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)
	3	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)
	4	—	120.0人以上 (100人以上)	120.0人以上 (100人以上)
	5	—	—	180.0人以上 (149人以上)
	6	【考え方】に記載のとおり		

※人数は直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数

※（ ）内は人口10万人以下圏域に適用する直近1週間の新規陽性者の実数

【感染警戒レベルの引下げについて】

- ①レベルを引き上げた日から起算して10日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- 医療アラートの解除により上限レベルが引き下がる際には、上記①から③に関わらず、レベルを上限レベルまで引き下げるものとする。
- レベル6については、「医療非常事態宣言」を解除した場合やまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

(参考) 対策の目安(あくまでも目安であり、その時々々の感染状況に応じて必要な対策を講じるため、実際の対策と異なる場合がある)

【表3：レベルに応じた状態と対策の目安】

レベル	状態	対策
1	陽性者の発生が落ち着いている状態	基本的な感染防止対策(マスク着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避すること)や体調不良時の早期受診等の徹底
2	感染が確認されており、注意が必要な状態	
3	感染拡大に警戒が必要な状態	
4	感染が拡大しつつあり、医療提供体制への負荷が拡大している状態	混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所への外出・移動にかかる注意喚起や施設に対する入場制限などの実施の要請等を検討
5	感染が顕著に拡大しており、今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	重症化リスクの高い方等に対する外出自粛、施設に対する営業時間の変更、イベントの中止又は延期の検討の要請等を検討
全圏域の感染警戒 レベル6 《医療非常事態宣言》	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	外出自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更・イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討
圏域の感染警戒 レベル6 《まん延防止等重点措置》 【特措法に基づく】	特定の区域において県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施
全圏域の感染警戒 レベル6 《緊急事態宣言》 【特措法に基づく】	県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	

【別表：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
PCR等検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))
入院者数/確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数/重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口10万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
療養者数
重症者数
中等症者数
直近1週間の感染経路不明者の割合